

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 個人情報管理規程

規程第 19 号

2016 年 2 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し、体制・基本的なルールを策定し、本会が保有する情報の紛失、漏洩、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する本会としての社会的責任を果たすことを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、本会の役職員及び本会の会員に適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、本規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

(用語の定義)

第 3 条 本規程で用いる主な用語の定義は、以下の通りとする。

(1) 個人情報

個人又は団体から得た個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(2) 本人

本会が保有する個人情報によって識別される、又は識別され得る個人をいう。

(個人情報管理者)

第 4 条 本会の会長によって指名された役職員を、個人情報管理者とする。

2 個人情報管理者は、本規程の実施及び運用に関する責任と権限をもち、個人情報管理に関する取り組みを推進する責務を負う。

(個人情報保護に関する基本方針)

第 5 条 本会は、個人情報保護に関する基本方針を定め、これを公表する。

(個人情報の取り扱い)

第 6 条 本会の役職員及び本会の会員は、個人情報の保護を遵守し、個人情報を紛失、漏洩、改ざん等を行ってはならない。

2 職員は、採用時に本規程等を遵守する旨の誓約書を本会に提出するとともに、これらを

遵守しなければならない。また、退職時においても、業務上知り得た個人情報は、退職後も他に漏洩しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(個人情報の取得)

第7条 個人情報の取得は、取得目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。また、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(個人情報の利用及び提供)

第8条 個人情報の利用及び提供は、本人が同意を与えた利用目的の範囲内で行わなければならない。なお、法令による場合、本人又は第三者の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合は、本人の同意を必要としない。

2 本会の役職員及び本会の会員は、研究や事例検討などにおいて個人情報を取り扱う場合は、社会福祉士の倫理綱領及び「会員が実践研究等において事例を取り扱う際の留意点（日本社会福祉士会、2003年）」等を踏まえ、本人が特定されないよう匿名化するなどプライバシーに配慮をしなければならない。

(個人情報の適正管理義務)

第9条 本会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、漏洩、改ざん等の様々なリスクに対しての安全対策を講じなければならない。

(個人情報に関する本人からの照会対応等)

第10条 本会は、本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じなければならない。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、これに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で本人に対して通知を行わなければならない。

2 保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じなければならない。また、その他の苦情及び相談を受けた場合は、個人情報管理者は誠意をもって対応しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(細則)

第12条 本規程の実施に必要な規則等は、別途定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2016年2月20日から施行する。